

請求書・見積書への 押印を省略できます

座間市では、令和6年4月1日（月）より本市へご提出いただく請求書・見積書について、押印を省略できるようになりました。

押印省略の場合、書類の真正性を確認するため、法人の請求書・見積書は、書面に本件の「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先の記載をお願いします。

- 従来の提出方法に加え、電子メールの添付ファイルでの送付も受け付けます。
- 責任者とは、法人内において権限の委任を受けている者としてします。
- 担当者とは、本取引に係る事務担当者としてします。
- 責任者と担当者は同一でも構いません。
- 従来どおり、押印のある請求書・見積書もご提出いただけます。

問い合わせ

- | | | |
|----------|-------------|---------------------|
| ・請求書について | 座間市会計課 | 電話 046-252-8012（直通） |
| ・見積書について | 座間市財務部契約検査課 | 電話 046-252-7071（直通） |